

昭和十年十月

多摩川改修工事概要

内務省東京土木出張所

D17

46

目次

緒　　言	(一)
河狀及改修計畫	(二)
施　工　準　備	(四)
土　地　買　收	(五)
施工の概要	(六)
機　械　浚　滌	(八)
機　械　掘　鑿	(九)
人　力　掘　鑿	(一〇)
浚滌・掘鑿土砂處分	(一一)
築　　堤	(一二)
護　　岸	(一三)
附　帶　工　事	(一四)
剩餘土處分	(一六)

船舶機械費	(一八)
測量	(一八)
營業繕	(一九)
結言	(二〇)

緒言

多摩川改修工事は、大正七年度より昭和八年度に至る十六ヶ年の繼續、總工費金七百三十三萬九千五百五十一圓三十錢(事務費十二萬九千五百七十圓八十錢、事業費七百二十萬九千九百八十圓五十錢)を以て、左岸東京府北多摩郡砧村、右岸神奈川縣橋樹郡高津町以下、海に至る約二十二軒間を施行したるものなり。

元來、本川の流路は帝都附近を流下するを以て、一と度び洪水氾濫するに於ては、沿岸耕地の被害に止まらず、京濱間に於ける工場及交通機關を脅かし、其影響する處頗る大なり。之が爲沿岸民は根本的改修工事の急施を待望すること切なるものあるに鑑み、政府は大正七年度より八ヶ年繼續事業として起工せり。然るに其後歐洲大戰の後を受け、急激なる物價勞銀の騰貴を來し、當初の豫算にては到底事業を遂行し能はざるにより、大正十二年度に於て河川改良事業を治水事業に編入すると同時に、工費百八十八萬二千圓(事務費七萬五千九百九十二圓、事業費百八十八萬六千八百八圓)を増額し、其竣工期を昭和二年度となしたれ共、更に其後同年九月關東大震災の爲め、一般政府事業の繰延となり、或は又財政上の關係により、數次に互り工費金四十二萬二千四百四十八圓七十錢を減額すると共に工期を繰延べられ、結局冒頭記載の如く改訂せるものなり。

河狀及改修計畫

多摩川は上流を一之瀬川と稱し、源を山梨縣東山梨郡神金村笠取山の本谷に發し、東南流、丹波山村に入りて丹波川と稱す。之より流路は東流に變じ、斷崖屏立の間を過ぎ、小河内に於て右支小菅川を容れ、氷川に至りて左支日原川を合せ、青梅町より下流は平野の間を流下す。之より東秋留村に於て秋川を呑み、又日野町に於て淺川を容れてより河幅一層廣潤となり、以下東京府と神奈川縣との境界を流れ、六郷橋附近に於ては六郷川と稱し、海老取川、八幡濤等を分派し、遂に東京市蒲田區と川崎市大師河原との間に於て東京灣に注ぐ。其流路延長百二十六軒、流域一千二百四十四平方軒、水害面積一萬三百ヘクタールにして、其内山地に屬するもの六割八分を占め、分水嶺には雲取山、大洞山、午王院山、笠取山、大菩薩嶺等、海拔二千米餘の高峰屹立せり。

地質は、青梅町以下洪・沖積層なれ共、水源地は大體秩父古生層に屬し、神金村落合附近に於て其上部に石英閃綠岩露出し、其層延びて大菩薩嶺に達し、小菅川上流に於ては河底及兩岸に露出せり。又閃綠岩は、支川秋川の上流並に支川岫澤川に露はれ、小佛層は主として淺川上流地方より五日市町盆堀及び刈寄の兩谷に露出せり。而して其他の區域にありては概ね中部古生層に屬し、石灰岩、輝綠凝灰岩、砂岩、粘板岩、角岩及硅岩あり。特に石灰岩は集團的に存在するを以て、セメント原料として盛んに採掘せられつゝあり。要するに本川流域中、水源地方は不滲透性の地質、青梅町以下の平野は滲透性の地質と大別し得べし。

林相は、本流水源に於て針葉樹の壯・幼齡林に富み、東京市に於て上水の水源林として涵養施設を行ひ、着々完成の域に達しつゝあるを以て、將來土砂を流出する事なしと雖も、支川小菅川、秋川、淺川の流域に於ては、大正十二年九月の大震災により山地の崩壊を來し、樹木の根部を傷け、生育を阻害せられたるもの極めて多く、爲めに降雨毎に土砂流出し、下流に堆積するの狀態なりしを以て、内務省は大正十三年以降砂防堰堤工事を施行し、昭和六年度に至り埃功を告ぐるに至れり。

多摩川は水利の便遍しと雖も、特に河水は清冽の故を以て、古來玉川上水として引用せられ、現在東京市の外稲田町及中原水道に引用せり。又灌漑面積は八千二百ヘクタール、發電水力は秋川筋に三百五十キロワットに過ぎざれ共、水運にありては、特に河口に工業都市川崎を有するを以て、船舶の出入頗る多し。此外水産物に於ては、特に鮎の生育に適するが故、年々放流を行ひ、六月一日を期して鮎漁をなすもの亦本川の一名物たるを失はず。

以上の如く水利の便頗る多しと雖も、一朝洪水を起すときは水害を報じ、直接の損失額一ヶ年平均百四十五萬餘圓(自大正七年至昭和二年平均)に及ぶの狀態にして、明治四十三年の大洪水に於ては、羽村堰より下流の田圃を浸し、又道路を押流し、下流京濱間鐵道の如きは不通數日に及べり。此水害面積一萬三百

ヘクターナルなり。

改修區域は、左岸北多摩郡砧村、右岸橋樹郡高津町以下、左岸東京市蒲田區、右岸川崎市大師河原に至る區間にして、計畫高水量は既往の洪水流量を參酌して四千百七十立方メートルと定め、河幅は上流に於て三百八十三米、河口に於て五百四十五米となし、其兩岸に堤防を築造せり。堤防は天端の高計畫高水位上一・五米、馬踏五・五米、兩法二割法にして、川裏に天端より一・八米下に幅員三・六米の小段を付せり。而して一部舊堤を擴築する所あれ共概ね新堤を築造する事とせり。

低水路は、底幅七十三米乃至百四十六米にして、深さを平均干潮位以下一・五米乃至三・六米となし、海中濬筋は水深三・六米底幅百九米を保持せしむることとせり。

此外樋門及水路附替等の附帶工事、並に水當り強き箇所を要する護岸工事は、狀態に應じて施行することとなせり。

施工準備

大正八年起工當初に於ては、先づ用地買收の爲め土地收用事務所を設け、次で改良事務所を設置せり。

改修工事に従事せる職員及傭人は、工事の繁閑に従ひ幾多の増減異動を見たれ共、工事竣功と共に

全員維持事務所従務替となれり。

改修工事に要せし船舶諸機械の主なるものは、鋤簾式及吸揚式浚渫船を始め鋤簾式蒸汽掘鑿機、汽罐車、軌條、土運車等にして、昭和六年度迄は猶相當の設備を有せしが、爾後殆んど竣功に近づきたるを以て、昭和七年度中極力整理に努め、改修事務所閉鎖と共に全部維持事務所へ移管せり。

土地買收

改修に要する用地買收は、大正八年度川崎市小向に收用事務所を設けて事務を開始し、同年大體の査定を了したるにより、翌年五月より買收に着手し、大正十三年十一月迄に大體の買收を終へ、爾來殘務を改修事務所に於て處理せり。當時未買收の箇所は、一・二複雑なる繫争地ありしと、他は概ね管外居住者の所有地なりしが、此等は漸次協議整ひ、昭和七年度迄に全部の買收を終了せり。買收總面積は四百二十八町八反四畝九步六合六勺、此價額金百九十八萬五千三百三十二圓五十九錢にして、外に家屋其他地上物件移轉費金五十八萬六千九百七十六圓六十錢合計金二百五十七萬二千三百九圓十九錢を支出せり。其内譯詳細次の如し。

土地買収内譯表

種目	反別	金額	備考
宅地	一七二、二二・三六	二六八、二一・七六〇	
畑	二一三、一〇・八七	一一八、六四・五六〇	
山	三、二一四・三〇三・四三	一、三七二、七五・九九〇	
原野	一〇六・六一四	三〇、三三・五〇〇	
其他	四五・一一・二三	一五七、二八九・九〇〇	
計	一三〇・九一五	三八、〇九・八八〇	
家屋移轉料	四、二八八・四〇九・六六	一、九八五、三三・二五九〇	
地上物件移轉料	一〇、五五八・八五二	二三八、四二・七一八四	
諸補償料		三三八、一六四・八八一	
計		一〇、三八四・五三五	
合計		五八六、九七六・六〇〇	
合計		二、五七二、三〇九・一九〇	

施工の概要

大正八年六月、工事施行の爲、川崎市小向に改良事務所を設け、大正九年度より人力掘鑿に着手し、翌十年度に至り機械掘鑿及築堤工事を起し、超えて大正十二年には護岸工事に着手し、大正十三年四月に至り低水路の機械浚渫を開始せり。其後年と共に工事進捗を見、昭和二年度よりは附帯工事に着

手する等、大體昭和七年度を以て終了し、最終年度たる昭和八年度に於ては、一・二人力掘鑿の残工事と、新堤保護を目的とする階段及堤防砂利敷、其他僅少の残工事を施工したるに止まり、之を以て改修工事全工の竣功を告げたり。

而して此間、大正十四年を迎ふる頃に於ては工事區域著しく擴大し、工事の監督、材料、器具、機械の運搬、管理等の必要上、從來の事務所位置は些か不便を感じるに至り、加之偶々縣道川崎・府中線改修の爲、事務所敷地を中斷せらるゝこととなりたるを以て、同年十二月川崎市久根崎に事務所を移轉せり。

掘鑿工事は、最初先づ大體屈曲甚しき箇所より起工し、且掘鑿土量を稽查し、人力に頼るべきものと、機械力に俟つべきものを豫定し、人力掘鑿工事の施工中所要機械の購入及蒐集に努め、其準備成るに及びて機械掘鑿を起し、次で低水路の機械浚渫工事に着手せり。

築堤に要する土砂は、全部掘鑿或は浚渫土砂を利用したるものなるが故、掘鑿工事の進捗は自然築堤工事の進捗を促がし、隨て器具機械の數も漸次増加し、之れが修繕並に特殊材料製作等の必要を來したるにより、大正十五年四月川崎市久根崎に川崎機械工場を開設せり。然るに昭和五年度末に至り、工事の晚期となり最早存続の要なきを認めたるを以て、三月十五日限り之を閉鎖し、爾來改修事務所に於て處理する事となせり。

本工事は大正十二年度開始以來、昭和七年度に至る九ヶ年に亘り、矢口以下河口に至る區間を、大師、羽田、六郷、矢口の全五ヶ所に別ちて繼續施行せり。總土量は百十三萬六千八百九十七立米にして、設計の土量に達せざれ共、近年本川上流部に於ける砂利、砂の採取甚しき爲、自然下流の浚渫區域に流下し來るべき土砂少量となり、爲めに河底は豫期以上の低下を示し、浚渫の要なきに至りたるものにして、之を以て打切竣功となせり。然るに斷面零里零丁以下約二千米の水路は、反て土砂堆積し洪水の疏通を阻害するのみならず、平水に於ても水深極めて淺く、船舶の出入は満潮を利用し、辛ふじて航行するの狀態となりしが、偶々昭和七年四月羽田競馬場埋築に際し、東京灣埋立株式會社より之に必要な土砂採取の出願あり。當所に於ては河口實測の結果、其願意を容れ、零里零丁以下九百米の間に於て土砂の採取を許可し、當所監督の下にポンプ船を以て浚渫せしめたり。是土量十三萬二千立米にして之により航路を著しく改善し得たり。而して機械浚渫開始以來の總工程を擧ぐれば、土量百十三萬六千八百九十七立米（東京灣埋立株式會社に採取せしめたる土量を除く）工費金九十七萬三千五百四圓五十二錢九厘、一立米當八十五錢六厘なり。

機械掘鑿

高水敷はA・P上二・一〇米乃至三・〇米に掘鑿するものにして、一部狹窄部及屈曲部に於ては、之より三〇糎乃至六〇糎を低下せしめたり。

機械掘鑿工事は、大正十年十二月利根川第三期改修工事より轉用せる掘鑿機及機關車の到着を俟ち、先づ古市場地先の掘鑿を開始し、翌十一年には小向地先に着手し、更に同年七月荒川下流改修工事より轉用せる掘鑿機及機關車によりて上丸子地先に着手し、同年十二月に古市場の工事を竣功せしめたり。越て大正十三年六月に、小向掘鑿を竣功せしめ、其前後に於て下野毛、古川の二工事を起し、同年十二月古川掘鑿は竣功を見、爾來上丸子、下野毛の二工事を繼續施工中の處、昭和二年一月上丸子は竣功したるにより、同年三月上平間に移り爾來工事順調に進捗せり。然るに小向機械掘鑿は、前述の如く一旦竣功したる個所なれ共、本區域は屈曲部なるが故、數次の洪水毎に土砂沈澱堆積したると、且對岸の護岸を破壊せらるゝ虞ありたるが爲、其上流上平間及對岸古市場に於て掘鑿面を若干低下せる關係上、小向地先も亦併せて掘鑿する事となし、再び機械掘鑿工事を開始したるものなり。如斯大正十年機械掘鑿開始以來工事の進捗に努めたれ共、此間機械の修繕、線路の移動、假橋工事等に相當の日子を要したるは勿論、作業上に於ても亦相當の困難に遭遇せり。土運搬の方法は遠距離の場合に

は二列車式とし、一列車に五合積土運車三十臺を連結して往復せしめ、又給水設備としては電力により離心動ポンプを運轉し、河水を汲上げ給水せり。但し小向地先において、河水に多量の鹽分を含む有するが爲、作業場附近に井戸を掘り、之を使用する等適當の方法を講じ、遂に昭和六年度迄に全部の竣功を告げたり。掘鑿總土量百九十六萬八千三百三十七立米、此工費金百四萬九千二百一圓四十九錢三厘、一立米平均金五十三錢三厘に當る。

人力掘鑿

人力掘鑿は改修工事開始當初より着手したるものにして、大正九年度に於ては、上丸子外四ヶ所に着手して上丸子外一ヶ所を竣功せしめ、翌十年度に於ては、中丸子外八ヶ所に新たに着手して上平間外五ヶ所を竣功せしめ、同十一年度に於ては、高畑第二外五ヶ所に着手して小向外一ヶ所を竣功せしめたり。次で大正十二年度に於ては、左岸古市場並に下丸子第三の二ヶ所を起工して八幡塚外五ヶ所を竣功せしめ、十三年度には新たに羽田外七ヶ所に着手し、翌十四年度に於ては、中河原外二ヶ所に着手して古川外二ヶ所を竣功せしめ、大正十五年度（昭和元年度）には上丸子第三に着手して高畑第二外五ヶ所を竣功せしめたり。更に昭和二年度に至り、宮内及前河原第二の二工事を起工して羽田及高畑第三の二ヶ所を竣功せしめ、其翌年度に於ては上平間第二外二ヶ所に着手して高畑第四外三ヶ所を竣功せしめたり。次で翌四年度に於ては從來土地買収未了の爲着手する事能はざりし砦地先に着手するの運びとなり、之と共に同地先の築堤を併せて起工し、同年左岸古市場外三ヶ所を竣功せしめ得たり。而して翌五年度に於ては、之亦用地買収未了の爲未着手なりし三本葎の工事に着手する事を得、同年度中中河原一ヶ所を竣功せしめたり。昭和六年度に入りても、亦多年所有權の繫争の爲後廻しとなしたる羽田町鈴木新田地先に着手する事を得、又之と共に他方前年度より引續き施工中の工事は着進捗し、調布外二ヶ所を竣功せしめたり。昭和七年度に於ては、前年度來引續き施工せる御臺場一ヶ所を竣功せしめ、最終年度たる昭和八年度に入りては、下丸子第三及砦の二工事の一部を施工し、同年五月末日迄に全部竣功せしめたり。以上の諸工事に使用したる機械は、十二封度軌條及一合積土運車等にして、馬力或は人力を以てし、時には輕籠運搬を行へり。人力掘鑿總土量四百四十一萬八千七百三立米、工費金二百三十四萬二千八百三十四圓三十一錢三厘なり。

浚渫・掘鑿土砂處分

改修工事に於て浚渫或は掘鑿したる土砂は、主として築堤に利用したるものなれ共、其殘土は民有地に投棄せり。大正九年十月人力掘鑿開始以來の浚渫及掘鑿總土量七百五十二萬三千七百三十七立米にして、其内堤敷に二百六十九萬五千〇八十九立米、高水敷に五十一萬六千四百六十五立米、民地に

四百二十七萬九千二百八十三立米を處分せり。

築堤

築堤に要せし土砂は、悉く掘鑿土を利用するものなるが故、人力掘鑿工事の開始に伴ひ翌大正十年度より中原築堤外五ヶ所に着手せり。而して翌十一年度に於ては、玉川築堤外三ヶ所を開始して宮内築堤を竣功せしめ、大正十二年度には、古市場築堤外二ヶ所に着手して玉川築堤を竣功せしめたり。次で大正十三年度には、羽田築堤外一ヶ所に着手し、其翌十四年度には瀬田築堤外一ヶ所に着手して八幡塚築堤外一ヶ所を竣功せしめたり。超えて昭和二年度に至り、川崎築堤に着手して同年中に古市場築堤外一ヶ所を竣功せしめ、翌三年度に於ては、羽田外二ヶ所の舊堤擴築及堤防坂路法保護工事に着手し、同年中原築堤を竣功せしめたり。翌昭和四年度には、羽田第四舊堤擴築に着手して同年御幸築堤外十一ヶ所を竣功せしめ、五年度に於ては、碓築堤外二ヶ所に着手して調布築堤外二ヶ所を竣功せしめたり。次で昭和六年度には、御臺場築堤外三ヶ所に着手して瀬田築堤外二ヶ所を竣功せしめ、翌七年度には、玉川堤防裏法保護外四ヶ所の堤防保護工事に着手し、同年中碓、御臺場の兩築堤其他堤防保護工事等六ヶ所を竣功せしめたり。昭和八年度に於ては、田園調布堤防保護外一ヶ所に着手し、堤防階段、堤防砂利敷其他堤防保護工事等全七ヶ所を年度末迄に竣功せしめ、之を以て築堤工事の全部を完了せり。而して築堤工事の内、道路の關係及荷揚河岸等ある場合は、其實狀に應じて胸壁或は陸閘を設けたり。即ち羽田地先に於ける千六百三十二米の區間は、初め舊堤を擴築する計畫なりしが、其後土地の狀況を考慮して工法を變更し、舊堤表法肩に鐵筋煉瓦の胸壁を築き、所々に陸閘を設け、堤上は道路に利用する事となしたるが爲、沿川住民及一般の利便を増進せり。又上流玉川・碓村に跨る瀬田築堤に於ても、延長三百五十四米の區間に鐵筋コンクリートの胸壁を造り、堤上をして府道兼用に供せり。

護岸

本工事は、左岸に於て四ヶ所、右岸三ヶ所に施工したるものにして、大正十二年六月初めて小杉假護岸に着手し、同年十二月新たに等々力及南河原の兩護岸に着手せり。而して小杉假護岸は、施工中水行に變動を來たし、全部施工するの要なきに至りたるを以て、同年八月約五割の工程を以て打切竣功となし、他の二工事は翌十三年度全部竣功を告げたり。超えて昭和五年度に至り、古川・八幡濬の兩護岸工事を起工せしが、前者は同年竣功し、後者は翌六年七月竣功せり。又同年六月更に碓護岸に着手し、年度末迄に竣功せしめ、尙昭和七年初に於て、東貫濬護岸に着手し之亦七月竣功せり。以上護岸工は左岸延長八百七十九米五、右岸延長九百二米六にして、總工費金四萬四千七百九十四圓を費

附帯工事

改修工事の爲めに改築移築をなしたる附帯事業は、左岸に於て水門一ヶ所、大小扒樋十三ヶ所、悪水樋管十四ヶ所、合計二十八ヶ所、右岸に於て大小扒樋九ヶ所、合計三十七ヶ所なり。本工事は昭和二年六月初めて上平間扒樋に着手して之を同年度中に竣功せしめ、翌三年度に於ては、下沼部外八ヶ所の扒樋を殆んど一齊に着手し、同年度内に下沼部・嶺・二子の三扒樋を竣功せしめり。次で昭和四年度に於ては、六郷水門及羽田悪水樋管十四ヶ所を起工し、同年度堀川外五ヶ所の扒樋と羽田下水樋管十四ヶ所を竣功せしめ、又昭和五年度には、小杉外七ヶ所の扒樋工事に着手して、六郷水門外五ヶ所の扒樋並に六郷用水扒樋を竣功せしめ、其翌六年度に於ては、中村・高畑の兩扒樋に着手して、玉川・下野毛の兩扒樋を竣功せしめ、又七年度には、上沼部及谷川扒樋に着手して、中村外二ヶ所の扒樋を竣功せしめ、昭和八年度に於ては、谷川扒樋の残工事を施行して七月迄に竣功せしめ、之を以て附帯工事の全部竣功を告げたり。

附帯工事一覽表

工事名	區分	構造	寸法 (米)	竣功金額		着手年月日	竣功年月日
				國庫支辨	管理負擔者		
上平間扒樋		鐵筋コンクリート	高、幅 二〇・二聯	三、三三、〇〇〇	昭和三、六、一	昭和三、三、三	
下沼部扒樋		同	高、幅 一七・〇	四、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
嶺扒樋		同	内徑 〇・〇四五	三、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
二子扒樋		同	高、幅 二〇・〇	三、三三、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
堀川扒樋		同	高、幅 二〇・〇	三、三三、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
幸町扒樋		同	高、幅 二〇・〇	三、三三、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
等々力扒樋		同	内徑 〇・〇四五	三、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
古市場扒樋		同	高、幅 二〇・〇	三、三三、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
小向扒樋		同	高、幅 二〇・〇	三、三三、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
矢口扒樋		同	高、幅 一五・五	三、三三、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
羽田下水樋管		鐵筋コンクリート	内徑 〇・三及 〇・四五	四、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
六郷水門		鐵筋煉瓦	高六・五 拱矢 〇・四五	四、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
小杉扒樋		鐵筋コンクリート	高、幅 二〇・〇	三、三三、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
宮内扒樋		同	高、幅 一五・五	三、三三、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
諏訪扒樋		同	高、幅 二〇・〇	三、三三、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
玉川扒樋		同	高、幅 二〇・〇	三、三三、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
今泉扒樋		同	高、幅 二〇・〇	三、三三、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	
天王木扒樋		同	高、幅 一五・五	三、三三、〇〇〇	昭和三、三、一	三、三、三	

捨 土 場 所	府 縣		埋立反別	埋立前の評價額	埋立後の評價額	昂騰價額	備 考
	郡市區	町 村					
神奈川	川崎市	川崎	三、四九、三〇一	一、五〇、七〇〇・〇〇〇	二、九六、四〇六・〇〇〇	一、四六、七〇六・〇〇〇	
同	同	大師町	三〇六、四〇〇	三、七五、七〇〇・〇〇〇	一、〇六、七〇〇・〇〇〇	三、三、二一〇・〇〇〇	
合計			一、七五七、七〇〇	三、七五九、一〇〇・〇〇〇	六、七六三、一〇〇・〇〇〇	四、〇〇四、〇九六・〇〇〇	
合計			四、九三三、八〇一	一九、六二五、一七〇・二五〇	三〇、九〇六、一八三・七四〇	二一、三三三、〇二二・四九〇	

船舶機械費

改修工事に使用したる船舶諸機械は、大正十年頃より俄に増加し、大正十五年度前後に於ては、其修理費年額十數萬圓を要するに至れるを以て、川崎機械工場を設けて之に當らしめたり。

改修工事開始以來支出せる船舶機械費金百六十八萬一千四百四十三圓にして、外に評價品の使用額及製作品の使用額金六萬三千九百七十三圓並に諸種の提供費額金三十一萬三千九十八圓を使用したるものにして、之を通算すれば金二百五萬八千二百四十四圓に達す。

測 量

大正七年十月、神奈川縣橋樹郡御幸村南河原に測量員詰所を置き、改修全區域を三區に分ち、第一區より順次法線を實地に測定し、又縦横断面測量及び幅杭の設定或は量水標建設等初年度に約六千圓を支出せり。翌大正八年度に於ても之と略ぼ同様の測量を繼續し、金三千四百餘圓を支出し、爾後數ヶ年は流量測量の外、横斷補足測量等をなしたるものにして、經費も亦多きを要せざりしが、大正十四年八月に至り河口に施設すべき工事の必要上、河口測量を開始し、約一萬圓を費して同年十二月終了せり。測量區域は芝浦埋立地以南横濱市鶴見區鶴見川口に至る延長約二十軒の區間にして、此間平面及縦横断面を實測し、更に羽田燈臺附近の深淺を追加測量せり。又昭和二年度に於ては、縦横断面測量の外地質調査及自記檢潮舎の移轉をなしたるが爲め、約五千圓を支出し、翌三年度に於ては前年と略ぼ同様の測量をなしたる外、境界杭の製作、量水標修理等をなし、金七千五百餘圓を支出せり。其後に於ては、毎年略々同様の測量をなしたるものにして、起工以來の測量費總額金五萬八百十圓三十六錢一厘なり。

營 繕

本工事開始以來營繕費として支出せるものを略述すれば、大正八年度に於ては改良事務所設置に伴ひ、初めて倉庫及見張小屋を新築し、翌九年度には材料小屋及見張小屋の新築、並に上丸子より上平間・矢口間に専用電話線を架設せり。又其翌十年度に於ては、機械工場及之に伴ふ材料小屋の新築並

に事務所より六郷・八幡塚・中原・上丸子に連絡する電話線を架設せり。而して大正十二年度に於ては、關東大震災に遭遇せる爲、相當額の營繕費を支出せしが、其内主なるものを別途復舊費を以て支辨せり。又大正十三年度に於ては、工場の増設及び水道給水装置並に電燈電力の取付等をなし、翌十四年度には獨立機械工場を設置する爲め、從來の工場及之に附隨せる倉庫・材料小屋等を移築したるを以て、比較的多大の經費を要せり。尙昭和二年度に於ては、車庫の新築及セメント倉庫一棟を新築し、爾後主として電話線路の維持、電話料並に既設建物の修繕等にして、起工以來昭和八年度迄に支出せる營繕費總額金七萬八千四百四十九錢五厘なり。

結 言

以上之を要するに、本改修工事の總工程は、用地の買収四百二十八町八反四畝九步六合六勺、掘鑿浚渫總土量七百五十二萬三千七百三十七立米、堤防の延長左岸一萬九千九百一十一米、右岸一萬九千二百七十八米、此築立總土量二百六十九萬五千八十九立米、芝付總面積三百八十萬五千四百十平米、堤防階段大小二百十三ヶ所、陸閘四ヶ所、護岸七ヶ所、延長五千七百五十二米、附帶工事大小三十七ヶ所に於て、工費は船舶及機械・測量・營繕・雜費等を加算して總工費金七百二十一萬一十一圓を費せり。

此外評價品の使用額金六萬一千九百六十四圓九十二錢四厘、製作品の再使用額五萬一千八百二十圓四十六錢九厘、捨土其他に由る提供費金三百五十四萬四千九百五圓二十一錢一厘、附帶工事管理者負擔額十四萬百五十圓二十九錢を加算すれば約一千百萬餘圓となる。改修工事竣功の結果は、多摩川上流改修工事と相俟つて、直接一萬三百ヘクタールの水害を除却し、年額約百五十萬圓の損失を避け得たるは勿論、進みて水利改善の實を擧げ、尙且本工事の施行により、從來堤外なりし廣大なる無毛地を新堤内に抱擁せしめたるが爲、此等は直ちに其利用價值を高むるに至れり。加之下流部沿岸に於ては、剩餘土を以て數百町歩の荒蕪地を埋立てたるが爲め、現在殷賑なる市街地と化し、地方發展に資したる等其效果絶大なり。

多摩川改修工事工費表

費 目	數 量	金 額
築堤	二、六九五、〇八九 <small>立方米</small>	三一三、七五三
浚渫	七、五二三、七三七	一、二九四、八六一
護岸水制	五、七五二 <small>米</small>	三〇、七〇〇
材料採集	二、〇〇〇 <small>立方米</small>	三九、六九九
本工事費		三一三、七五三
材料採集		三九、六九九
合計		三九三、一五二

用地費	材料採集費	附帶帶工事費直接施行	船舶及機械費	測量費	營業費	雜費	共濟組合給與金	使用見込なき材料價額	計
四、二八八	一、九〇〇	三、七〇〇							
二、五七二、三一〇	二、八三五	一、九〇〇、六七五	一、六八一、一四三	三、一三〇、九七八	五〇、八一〇	七八、〇四一	八九二、二六七	八六	七、二一〇、〇一五
		一、八、九八一					四六、八七五		三、五四四、九五〇
							五、一四二		七、二一〇、〇一五
									三、五四四、九五〇

「□」は管理者負擔額「▲」は提供材料及勞力費「×」は材料採集費支辨砂利及石材價格「△」は船舶及機械費支辨製作品
 並評價品價額を示す。